

質 疑 回 答 書

1 番号 新潟市契約公告第21号

2 件名 新潟市次期共通基盤システム機器等賃貸借及び保守業務委託

上記につきまして質疑事項がありましたので、下記のとおり回答いたします。

No	ドキュメント	ページ番号等	質 疑 事 項	回 答
1	契約書案	P. 2 第2条関係	リース料のお支払いは当月分を翌月末日お支払いでよろしいでしょうか。（例：2026年12月分を2026年1月末日お支払い、以降同様）	契約書案 第2条第4項に基づき、請求を受けてから30日以内でのお支払となります。当月分を翌月末までのお支払いを約束するものではありません。
2	契約書案	P. 8 第33条関係	動産総合保険の対象は火災、盗難、落下、取扱不注意による破損、破裂、爆発、落雷、風、ひょう、水漏れ、茶こぼしにより機器が正常に稼働しなくなった場合の対応にてよろしいでしょうか。	具体の対象をお示しすることは困難ですが、一般論として、本業務の履行のために必要と思われる対象であれば問題ありません。なお、ご質問に記載の対象は、賃貸借契約における一般的な対象として例示されるものに含まれるとお見受けしますので、問題ございません。
3	契約書案	P. 8 第35条関係	予算削減及び現額等により賃貸借契約が変更又は解除となり、受注者に損害が発生した場合、損害金（残賃貸借相当分）について別途協議いただけますでしょうか。	お見込みのとおりです。 契約書案 第35条第3項などに基づき、協議のうえ決定させていただきます。
4	仕様書	P. 4 項番 6(2) 機器等の納入	仕様書内納入期限までに物品を納品できることは現段階で確認しておりますが、今日の世界情勢などによりCPUやメモリ不足の影響で、物流遅延当の不測事態が発生し、納期遅延となった場合、当社への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等なく、契約期間変更等の協議に応じていただけますでしょうか。	契約書案 第36条などに基づき、やむを得ない事情による納期遅延に対しては協議に応じます。

5	仕様書	P. 4 項番6(2)機器等の納入	メモリ、CPU等の不足により、どのメーカーもハードウェア機器の納期が長期化しております。リース会社の責によらない理由により納期遅延等が発生した場合、やむを得ない事象としてリース会社の責任は生じないという認識でよろしいでしょうか。また、そのような納期遅延等が発生した場合、変更契約等の協議に応じて頂ける認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 契約書案 第36条などに基づき、やむを得ない事情による納期遅延に対しては協議に応じます。
6	仕様書	P. 11 項番7(3)ケラック関連機器(一式)	「新潟市次期共通基盤システム機器等賃貸借及び保守業務委託仕様書」の11ページの「【表11】ラック関連機器」に”17型以上のディスプレイとキーボード/マウスが一体型であること。“の記載がございます。マウスの代わりとして、タッチパッドを搭載した機器でもよろしいでしょうか。この場合、17型以上のディスプレイとキーボード/タッチパッドが一体型の機器での選定となります。	問題ありません。
7	仕様書	P. 5 項番6(6)機器等の引き取り	賃貸借終了後のデータ消去作業についてですが、データ消去作業はデータ消去実施業者の倉庫にて行う認識でよろしいでしょうか。	設置場所での消去をお願いします。設置場所での作業が困難である場合、市役所庁舎内であれば協議に応じます。
8	仕様書	P. 5 項番6(6)機器等の引き取り	終了後、物件の返還(撤去)について、物件は受注者にて引揚するだけの状態(ケーブル等を外されて1箇所にまとめられた状態等)からの撤去でよろしいでしょうか。また、撤去を行う場所は建物の何階でしょうか。2階以上での作業の場合、エレベーターを使用することは可能でしょうか。	詳細は協議のうえ決定させていただきますが、基本的には、利用していた状態からの撤去としてください。その場合、ケーブルの引き抜き作業やラックからの取り外し作業も含まれます。エレベーターは使用可能です。撤去を行う場所が何階であるかは、受注者のみにお伝えします。
9	その他		保守について、保守業務および責任については、保守先にて実施されるため、賃貸者負担・責任はないという認識でお間違いないでしょうか。	仕様書において本業務で要求する事項は、受託者の責任にてお願いします。
10	その他		統合運用管理ソフトウェアの導入実績公開可否について 統合運用管理ソフトウェアのメーカーサイトに貴市の導入実績を掲載することで優待価格を適用することができます。貴市の導入実績を掲載してよろしいでしょうか。	問題ありません。